Ｒ８那土　国道１９５号　那賀・木頭北川　道路維持業務

特記仕様書

（適用範囲）

第１条　本仕様書は、発注者（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）に委託する道路維持業務（以下「業務」という。）に適用する。

（目的）

第２条　この業務は、国道１９５号における冬期の安全で円滑な交通を確保するため、除雪並びに凍結防止を目的とした道路維持業務である。

（業務内容）

第３条　乙は別途定める路線について、以下に掲げる業務を実施するものとする。

（１）降雪が予想される場合の道路パトロールの実施

（２）除雪並びに凍結防止剤散布

（３）除雪及び凍結防止剤散布について昨年の実績等を考慮し時間を想定している。

（現場責任者）

第４条　受託者は、作業を円滑かつ確実に実行するため、作業計画の立案、行程管理及び精度管理を総括する者として現場責任者を定め、現場責任者届を契約締結した日の翌日から起算して１０日以内（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第３号）第１条第１項各号に掲げる日を除く。）（１０日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面（様式第５号）をもって受注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

２　受託者は、現場責任者と受託者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を監督員に提出しなければならない。

（現場責任者の名札の着用）

第５条　受託者は、当該工事の現場責任者について、「現場代理人者確認のための名札の着用について（通知）」（平成 12.11.1 建設第 1084 号）に基づき、名札を着用すること。

（交通安全管理）

第６条　受託者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、「道路工事の安全施設設置要領（案）」（平成８年３月）等を参考に実施するものとし、より一層の安全対策を講じるものとする。

（機器等の貸与及び支給について）

第７条　車載式の凍結防止剤散布装置については、甲が貸与する機材を使用するものとする。

２　甲が貸与する機材の使用に際して、乙が事故等を起こした場合は、全て乙において処理しなければならず、甲は一切の責を負わないものとする。

３　凍結防止剤については、甲が支給するものとする。保管場所等については甲乙協議のうえ取り決めるものとする。

（作業報告について）

第８条　作業実績の報告については、別紙様式１及び写真等によるものとする。

（様式１）集計表

除雪作業　　（単位：時間）

日付	曜日		除雪ﾄﾞｰｻﾞ				凍結防止剤散布車				巡回			
		作業区分	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D
令和　年　月　日	金	運転時間												
		待機時間												
令和　年　月　日	土	運転時間												
		待機時間												
令和　年　月　日	日	運転時間												
		待機時間												
合計		運転時間												
		待機時間												
うち平日　計		運転時間												
		待機時間												
うち休日　計		運転時間												
		待機時間												

※作業区分　A=8:00～17:00、B=17:00～20:00、C=20:00～5:00、D=5:00～8:00